

○千葉県警察機動捜査隊の運用に関する訓令

昭和50年4月12日
本部訓令第14号

千葉県警察機動捜査隊の運用に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察機動捜査隊の運用に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 勤務（第7条—第13条）
- 第3章 捜査協力（第14条—第17条）
- 第4章 服務（第18条・第19条）
- 第5章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、機動捜査隊の任務、編成、勤務方法及び運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 機動捜査隊の運営管理については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義の引例）

第3条 本訓令の用語の意義は、千葉県警察の緊急配備に関する訓令（平成8年本部訓令第2号）第2条及び第3条並びに緊急事態初動措置要綱（平成19年本部訓令第1号）第2条の定めるところによる。

（任務）

第4条 機動捜査隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）重要又は特異な事件、急訴事件及び緊急事態の発生に際し、犯人の逮捕、追跡、犯罪現場付近の検索並びに初動的聞込み及び参考人を確保する等の初動捜査
- （2）特異重要事件等の多発地域に対する機動警ら、張込み、密行、検問及び検索等の警戒活動
- （3）その他特命事件の捜査

（隊の名称、位置及び担当区域）

第5条 機動捜査隊の名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名称	位置	担当区域
機動捜査隊 （本隊）	千葉市	
千葉方面機 動捜査班	千葉市	千葉中央、千葉東、千葉西、千葉南、千葉北、四街道及び市原署の管内
君津方面機 動捜査班	君津市	木更津、君津、富津、館山及び鴨川署の管内
成田方面機 動捜査班	成田市	佐倉、成田、成田国際空港、香取、銚子、旭及び匝瑳署の管内
東金方面機 動捜査班	東金市	山武、東金、茂原、いすみ及び勝浦署の管内
松戸方面機 動捜査班	松戸市	松戸及び松戸東署の管内
東葛方面機 動捜査班	流山市	野田、柏、流山、我孫子及び印西署の管内
船橋方面機 動捜査班	習志野市	習志野、八千代、船橋、船橋東及び鎌ヶ谷署の管内

葛南方面機 動捜査班	浦安市	市川、行徳及び浦安署の管内
---------------	-----	---------------

(隊長の責務)

第6条 隊長は、機動捜査隊の任務を遂行するため、県本部関係主管課及び各警察署と緊密に連絡し、犯罪情勢を的確には握し、効果的に機動捜査隊の機動力を活用するとともに、隊員に対する指導教養を計画的に実施しなければならない。

第2章 勤務

(勤務区分等)

第7条 機動捜査隊員(以下「隊員」という。)の勤務区分、勤務時間、勤務の割り振り及び勤務時間の割り振りについては、千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成4年本部訓令第23号)の定めるところによる。

2 交替制勤務により勤務する隊員は、部制により運用する。

第8条から第11条まで 削除

(活動重点等)

第12条 隊長は、活動区域内の犯罪傾向に適応する活動重点を方面別に定めるとともに勤務計画を策定し隊員に示すものとする。

(勤務方法)

第13条 交替制勤務により勤務する隊員の勤務方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警戒勤務

活動区域内の犯罪情勢により、機動警ら、張込み、密行、検問及び検索を実施する等、犯人検挙のための効果的な警戒活動

(2) 待機勤務

急訴事件等の発生に際し、即時出動できる態勢を整え、隊長の指定する場所において行う待機

(3) 緊急出動

次に掲げる場合であつて、勤務計画のいかんを問わず直ちに事件現場又は必要箇所に出動して行う初動捜査

ア 特別緊急配備、緊急配備、広域緊急配備及び集中運用の発令又は発令が予想されるとき

イ 重大事案の発生を認知したとき

ウ 活動区域内に急訴事件が発生し、出動することが適当と認められるとき、又は活動区域に近接する地域に発生した急訴事件で、諸般の状況から出動することが効果的であると判断したとき

エ その他隊長が出動を命じたとき

(4) 特命勤務

警察署に対する応援捜査、各種月間行事における重点捜査、捜査本部事件捜査、その他集中的、機動的な捜査等で、署長又は県本部事件主管課長の要請に基づく刑事部長の特命による出動

第3章 捜査協力

(現場指揮等)

第14条 緊急出動した隊員は、所轄署長の指揮下にはいるものとする。ただし、現場付近の捜査については所轄署幹部が現場に到着するまでの間は、機動捜査隊の幹部が指揮するものとする。

2 警戒活動に出動した隊員の捜査指揮は、隊長が行うものとする。

3 特命事件の捜査のため出動した隊員の捜査指揮は、当該所轄署長又は刑事部長の指定する者が行う。

(相互協力)

第15条 隊員は、捜査に関し、県本部通信指令課勤務員、警ら用無線自動車勤務員及び交通用無線自動車勤務員並びに関係署員等と緊密な連携を保持し、相互に協力しなければならない。

(事件の引継ぎ)

第16条 隊員は、事件について捜査を遂げたときは、被疑者、証拠及び関係書類等をすみやかに所轄署長に引継ぐものとする。ただし、署情及び事件の態様によつては、一件記録を完結して引継ぐものとする。

(応援要請)

第17条 所属長は、管内の治安情勢又は事件の発生状況により機動捜査隊の出動の必要があると認めるときは隊長に隊員の応援派遣要請をすることができる。

第4章 服務

(隊員の心得)

第18条 隊員は、初動捜査の主役であり、広域捜査の中核であり、夜間捜査の主力であることを認識し、任務の遂行にあたっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 迅速、機敏に出動し、初動捜査の徹底を期すること。
- (2) 常に事件の発生状況をは握し、犯罪情勢に対応した活動を展開すること。
- (3) 警察署の初動捜査等に対する支援活動を積極的に行うこと。
- (4) 科学的、合理的捜査活動を推進し、犯人の現行犯的検挙の高揚を図ること。
- (5) 車両、その他捜査装備資器材は、常に点検整備し、その取扱いに習熟するとともに最高度の活用を図ること。
- (6) 各種事故防止につとめること。

(勤務報告)

第19条 隊員は、勤務終了後、勤務中に取り扱った事件等の勤務状況を隊長に報告するものとする。

第5章 雑則

(会議)

第20条 会議は、幹部会議と例会議とする。

2 幹部会議は、機動捜査隊の運用に関する必要な事項を協議、検討し、例会議は通常点検、車両点検、業務指示及び教養訓練等を行うものとする。

(細則)

第21条 この訓令の実施について必要な事項は、隊長が定めることができる。

以下様式省略